HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	著作権間接侵害における帰責方策の構成 ： 日中比較の視点から［論文内容及び審査の要旨］
Author(s)	顧, 昕
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(法学)
Dissertation Number	甲第11929号
Issue Date	2015-06-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/59661
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/
Type	doctoral thesis
File Information	GU_XIN_review.pdf, 審査の要旨

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

学 位 論 文 審 査 の 要 旨

博士の専攻分野の名称　博士（法学）　氏　名　　顧　　昕

審査担当者
主　査　　教　　授　　田　村　善　之
副　査　　教　　授　　吉　田　広　志
副　査　　准 教 授　　中　川　晶比兒

著作権間接侵害における帰責方策の構成－日中比較の視点から

［要旨］本論文は、著作物の間接的な利用者に対する規律につきに、日中両国の法制度の差異を比較し、特に中国法に関して具体的な立法論、解釈論を提示することを目的とする。

日本法は差止責任と損害賠償責任を截然と分ける法制度を取る。しかし、共同不法行為によって間接関与者の責任を追及する場合、一般的には差止めを求めることができないということが問題となる。裁判例は規範的行為主体論（カラオケ法理や総合考慮法理）を打ち立てたが、その結果、間接関与者の主観的「過失」の有無を判断することなく関与行為を直接侵害行為に擬するという帰責の方策が裁判例の主流となった。

これに対して、中国法は、差止責任と損害賠償責任を峻別することなく、民事責任として一括判断する。中国法の下では、日本と異なり、共同不法行為法理に依拠しても、差止めを認めることに支障はないが、逆に差止めを求めるためにも、主観的な「過失」に関する要件の充足が必要とされている。しかし、中国法は、その構造に起因した特有の問題を抱えることになった。権利者が迅速に権利行使をなすために、間接関与者に通知することなく、いきなり訴訟を提起する場合には、間接関与者に「過失」があると認定できない限り、侵害品の除去等の差止請求をなすことができなくなるからである。この点に関し、差止請求と損害賠償請求を峻別する日本法では、差止請求について主観的要件を不要とする点に、中国法は学ぶべき点がある。

他方、日本法で差止請求を間接関与者にまで拡大するために用いられている規範的行為主体論の一部には、適法行為を違法行為に転換するという点で問題がある。この法理をそのままの形で中国法の解釈論に移植した場合には、著作権侵害の撲滅の効果のみが過度に推進され、動画投稿共同サイトや自炊代行サービスが消滅するような事態に陥りかねない。この点に関しては、日本のプロバイダ責任法３条１項は、プロバイダ等に侵害の有無の調査を免れしめるという解決策を提示している。差止請求について主観的要件を不要としつつ、損害賠償責任について相応の主観的要件を充足しない限り責任を負わないとする二つの制度を抱き合わせることで、権利者にとって侵害著作物の速やかな削除を可能とするとともに、間接関与者の負担を減じることに成功している。したがって、中国では日本の規範的行為主体論を単独で導入するのではなく、基本的行為体論の拡大適用の効果に対する抑止策としてのプロバイダ責任法３条１項の損害賠償責任の制限法理をセットとして一括して制度構築を図るべきである。もっとも、日本の裁判例は、プロバイダ責任法の免責規定の適用を外す３条１項但書きの「発信者」概念を、規範的な行為主体論を当てはめて拡張しており、差止請求が認められる場合には、常に損害賠償請求の免責が認められない様相を呈している。中国において立法や司法解釈を修正する場合には、こうした日本法の「発信者」概念に関する問題点を意識した運用が望まれる。

結論として、本論文は、中国法において、差止請求において主観的要件を撤廃し差止請求に即した要件論を構築するとともに、特に損害賠償に関して過大な責任の発生を抑止するためのセーフ・ハーバーを導入することを提唱する。

［評価］本論文は、著作物を直接、物理的に利用する主体ではなく、間接的にその利用に対して便宜を図っている者に対していかなる法理の下に責任の成否を判断するのかという問題に関しては、日本においては、新たな著作物の利用形態が生まれるたびに、裁判例や学説によって様々な法理が提唱されている。中国においても条約対応の条文上の不備を解釈で補うという固有の問題を抱えながらも、様々な立法的解釈、裁判例や学説が登場している。そのようななかで本論文は、日中の著作権侵害の帰責構造に相違があることを指摘し、中国法と異なり、差止請求と損害賠償請求を峻別する日本法では、両請求の特質に応じた要件論を展開することが可能となっていることに着目し、中国法に対する具体的な提言に結びつけている。著作物の間接利用者の責任に関する日中の複雑な問題状況を把握しつつ、特に中国法に対して、両国の関連する制度の相違に鑑みた具体的な提言をなすことに結びつけている点を評価することができる。

他方、差止請求の主観的要件を撤廃すれば問題は解決することが法技術的に指摘されるに止まり、日中間に損害賠償と差止めの帰責構造に違いがある原因がどこにあるのかということに関する原理的な探究がなされていないことに物足りなさは残る。もっとも、その点に関する解明はさらに長期の研究を要する将来の課題とし、喫緊の課題に対する具体的な提言を優先するというのも一つの選択肢であるように思われる。

結論として、審査委員全員の一致をもって博士論文の水準に達していると評価した。